



第4章

計画の推進体制と進行管理

- 第1節 計画推進の考え方
- 第2節 進行管理システム
- 第3節 計画の推進体制

第1節．計画推進の考え方

本計画に示された様々な施策、市民協働プロジェクトを確実に実行し、目指す将来像（ビジョン）及び環境目標を達成するには、その計画全体の進捗状況を適時確認しながら、それを踏まえた適切なプロジェクト・施策の実施やそれらの相互調整を行うなど、適切に対応する仕組みが必要になります。このためには、本計画を総合的に推進する推進体制の整備が不可欠になります。

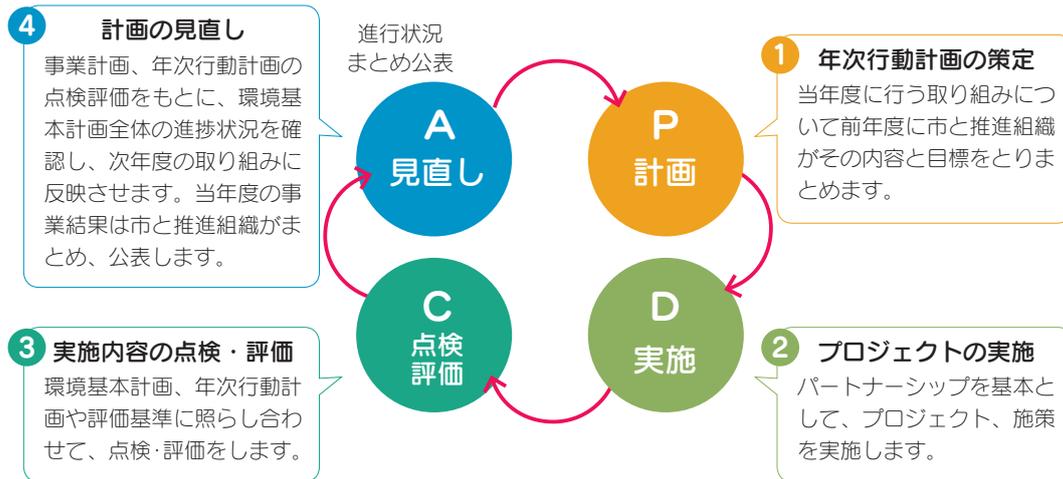
本市の環境を良くし、持続可能な地域社会を築くには、行政だけでなく、市民や事業者の主体的な取り組みのほか、市民、事業者、市のパートナーシップによって、相乗効果をもたらすような取り組みが重要です。

そのため、本計画は計画改訂の初期段階からパートナーシップ型で実施しましたが、引き続き、パートナーシップのもとに計画を推進していくことを基本的な考え方とします。

第2節 進行管理システム

進行管理においては、「PDCA サイクル」を用います。

PDCA とは、「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、P→D→C→A→P→D→…と繰り返し、スパイラルアップしていくことで、プロジェクトの進行状況における問題を解決し、改善しながらビジョンの実現を目指す、進行管理の考え方です。



○年次行動計画

市と推進組織が、環境基本計画に基づいて、市民、事業者、市等が行う年度ごとの取り組みについてまとめ、公表します。

○年次報告

市と推進組織は、環境基本計画の進捗状況について把握できるように必要な事項をまとめ、公表します。

○環境マネジメントシステム

市の業務全般に渡って、環境配慮を行うための管理システムで、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むものです。

市と推進組織で検討し、環境基本計画に基づき決定した取り組み事項は、環境マネジメントシステム管理・評価します。

○環境審議会

環境基本計画に基づいた環境施策の実施に関する提言のほか、施策全般に関する環境配慮の取り組みを審議します。また、環境基本計画の見直しに際して、提言・助言を環境審議会に求めます。

第3節．計画の推進体制

○パートナーシップによる推進組織

市民、事業者、行政が協働で環境基本計画を推進するため、広く市民、市民団体、事業者等が参加できる環境基本計画推進組織を設置し、この推進組織に市も参加することでパートナーシップによる計画の実践を目指した組織とします。

市民、市民団体、事業者等が環境基本計画のプロジェクトに参加できるような仕組みとして、単独または関係プロジェクトごとの推進委員会を運営します。この推進委員会には、市の関係課等も参画し、パートナーシップでプロジェクトを進めます。

○庁内推進体制

パートナーシップに基づきながら、本市が主体的に責任を持って環境基本計画を推進していくため、庁内の推進体制を整えます。

庁内推進組織は、環境基本計画に基づく施策・事業の基本方針や重要事項について、庁内の関係課等で庁内推進組織を組織し、各課相互の連絡調整を行い、本計画に関連して行う各施策・事業の総合的、計画的かつ効果的な執行を図ります。また、全庁的な本計画の進行管理については環境マネジメントシステムを運用し、計画の推進を図ります。